

新設特別支援学校（井手地区）の建設工事について

令和 2 年 6 月
京都府教育委員会

下記のとおり、建設工事の期間を延長せざるを得ない状況にあり、やむを得ず開校を 1 年延期したいと考えております。

記

1 工期延長をせざるを得ない理由（6～8 カ月延長の見込み）

(1) 軟弱地盤の判明による追加工事の発生

- ・主体工事の基礎工事に着手するにあたり、想定を超える軟弱地盤が判明し、追加の地盤改良工事が必要となった

(2) 新型コロナウイルス感染症対策による影響

- ・業者のテレワーク導入や臨時休業に加え、現場作業員の過密を避ける分散作業などにより、全体スケジュールに遅延が発生した
- ・中国等で生産されるサッシやねじなどの資材供給について、遅れが見込まれる

2 開校時期への影響

開校を令和 3 年 4 月から 令和 4 年 4 月へ変更

3 開校変更による児童生徒への対応

南山城支援学校に仮設校舎を設置する等対応を検討

担当課	管 理 課 (075-414-5765) 特別支援教育課 (075-414-5740)
-----	--